

## 第6章 総合的な学習の時間

### 1 改訂の趣旨及び要点

総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成することとされている。そのために、総合的な学習の時間では、探究的な見方・考え方を働かせ、総合的・横断的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化し、各学校が目標を設定するに当たっては、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう各学校における教育目標を踏まえて設定することが重要である。

### 2 目標及び内容

#### (1) 目 標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- ② 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- ③ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

各学校においては、上記の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定めること。

各学校の目標は、(1)の目標に示された学習過程に関わる二つの基本的な考え方(①探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うこと、②よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成すること)を踏まえるとともに、育成を目指す資質能力の三つの柱(①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等)それぞれについて盛り込むこと。

#### (2) 内 容

各学校においては、(1)の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定めることが求められており、特に今回の改訂においては、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要がある。

ア 目標を実現するにふさわしい探究課題については、例えば、

(7)国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合

的な課題

(イ) 地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題

(ロ) 児童の興味・関心に基づく課題など、横断的・総合的な学習としての性格をもち、探究的な見方・考え方を働かせて学習することがふさわしく、それらの解決を通して育成される資質・能力が、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことに結び付いていくような、教育的に価値のある諸課題であること。

イ 育成を目指す具体的な資質・能力としては、

(ア) 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

(イ) 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

(ロ) 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。

### 3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 年間や、単元（題材）など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童や学校、地域の実態等に応じて、児童が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童の興味・関心に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。

イ 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。

ウ 他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。

エ 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。

オ 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。

カ 障がいのある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

キ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第4章特別の教科道徳に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

総合的な学習の時間における道徳教育の指導においては、学習活動や学習態度への

配慮、教師の態度や行動による感化とともに、総合的な学習の時間の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 各学校において定める目標及び内容に基づき、児童の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
- イ 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。
- ウ 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。
- エ 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- オ 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究的な学習の過程に適切に位置付けること。  
新小学校学習指導要領の指導内容を効果的に実施する観点から、本市においては1単位時間（45分）で実施することを基本とする。
- カ グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
- キ 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
- ク 国際理解に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。
- ケ 情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。

#### 4 移行措置の内容

平成30・31年度の第3学年から第6学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっ

ては、新小学校学習指導要領の規定（第3の2(9)の後段の部分を除く。）によるものとする。

## 5 移行期間中の留意事項

外国語活動の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間及び総授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとした特例は、移行期間に限り講じる措置であり、小学校における総合的な学習の時間については、平成32年度からの実施を見据え、中学校等以後の教育における探究的な学習への円滑な接続・発展を図る観点から、探究的な学習の過程を一層重視し、質的充実を図ること。

## 6 特に配慮すべき事項

### (1) 児童の学習経験に配慮すること

当該学年までの児童の学習経験やその経験から得られた成果について事前に把握し、その経験や成果を生かしながら年間指導計画を立てること。これまでに経験している学習活動とこれから行う総合的な学習の時間の学習活動の関連性についてもあらかじめ確認しておくこと。

類似の活動を繰り返す場合には学ぶことが期待される内容が当該学年の児童に合致しているか、取り組むことによる学習の質的な高まりがあるかについて十分に検討を行うこと。

### (2) 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと

季節の変化、地域や校内の行事等について、時期と内容の面から総合的な学習の時間の展開に生かしたり関連付けたりすることができるのかを検討すること。

### (3) 各教科との関連を明らかにすること

指導計画を作成するに当たっては、各教科等との関連的な指導を行うこと。

各教科で身に付けた資質・能力を十分に把握し、組織し直し、改めて現実の生活に関わる学習において活用されることで、総合的な学習の時間における探究的な学習活動を充実させること。

1年間の流れの中で各教科等との関連を見通した年間指導計画(単元配列表)を作成するなどして、各教科等との関連を明示する工夫を図ること。

### (4) 外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流を意識すること

総合的な学習の時間を効果的に実践するために、保護者や地域の人、専門家などの多様な人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の施設・設備など、様々な教育資源を活用すること。

学習活動の深まり具合に合わせていつでも連携・協力を求められるよう日頃から関係づくりをしておくこと。

異校種との連携や交流活動を行う際には、児童にとって交流を行う必要感や必然性があり、交流を行う相手にも教育的な価値のある互恵的な関係であることなどに十分配慮すること。